

安芸高田市サッカー公園ネーミングライツパートナー募集要項

この要項は、安芸高田市ネーミングライツ事業実施要綱に基づき、安芸高田市サッカー公園に対するネーミングライツパートナーを募集するにあたり、必要な事項を定めるものです。

1. 目的

安芸高田市サッカー公園へのネーミングライツ導入を通じて、施設を運営維持管理するための新たな財源を確保するとともに、市民のスポーツ振興を図ることを目的とします。これにより、施設の維持管理やサービス向上に貢献し、市民サービスの充実と地域の活性化を目指します。

2. 募集概要

- (1) 施設名：安芸高田市サッカー公園
- (2) 契約期間：2027年4月1日から2030年3月31日（3年間）
- (3) 命名権料希望額：年額300万円以上（消費税及び地方消費税を含む）

3. 募集対象施設の概要

(1) 概要

- ① 施設名称：安芸高田市サッカー公園（愛称：サンフレパーク）
- ② 所在地：安芸高田市吉田町西浦10187-1
- ③ 施設概要：敷地面積 13.23ha

内訳：管理棟（鉄骨造2階建）1,312㎡、天然芝グラウンド2面 21,280㎡、人工芝グラウンド1面 10,920㎡、トイレ・更衣室棟、マスコミ棟、憩いのスペース、アップゾーン、観覧スタンド、駐車場 165台

- ④ 施設設置の趣旨：1992年にサンフレッチェ広島発足の際、クラブ名が毛利元就の故事「三本の矢」にちなんで命名されたことを契機に、ゆかりの地である高田郡吉田町（現・安芸高田市）との交流が開始された。1993年9月、同クラブトップチームの練習拠点を誘致・配置するため、吉田町がサッカー公園の整備を決定。1998年11月に「吉田サッカー公園（現・安芸高田市サッカー公園）」として開場し、翌1999年2月よりトップチームの利用が開始された。
- ⑤ 開園時間／利用時間：開園日時：月曜～土曜・祝日 8:30～21:30
日曜・祝日の水曜 8:30～17:30
利用日時：月曜～土曜・祝日 9:00～21:00
日曜・祝日の水曜 9:00～17:00
- ⑥ 休館日：毎週水曜日（祝日の場合は翌日）
- ⑦ 主要設備：天然芝グラウンド：2面（サンフレッチェ広島専有）

人工芝グラウンド：1 面

管理棟：クラブハウス、トレーニングルーム（サンフレッチェ広島専有）

⑧ 年間利用者数（実績）：2025 年度 36,457 人

参考：天然芝グラウンド 4,688 人

人工芝グラウンド 23,413 人

その他 8,356 人

※上記とは別に、練習見学等で 10,505 人（利用者数には含めない）

(2) 施設管理者

株式会社サンフレッチェ広島（指定管理者）

4. ネーミングライツの概要

(1) 募集の目的：新たな自主財源を確保するため

(2) 命名権の範囲：

① 安芸高田市サッカー公園に加えて使用する愛称を付与する権利

本事業は、条例上の施設名称（正式名称）を変更するものではなく、広報や案内等で用いる「愛称」を命名する権利を付与するものとします。

② 安芸高田市サッカー公園の広報活動、案内表示、印刷物等に愛称を使用する権利

市 HP やパンフレット、現地の案内看板等において、決定した愛称を優先的に使用します。ただし、愛称に条例上の施設名称（安芸高田市サッカー公園）を併記する場合があります。

③ 愛称「サンフレパーク」を含める義務（ネーミング条件）

2023 年度の人工芝グラウンド張替工事において、広く募集し決定した愛称「サンフレパーク」を今後も維持するため、提案いただく愛称には「サンフレパーク」の文言を必ず含めるものとする。（例：「企業名・ブランド名等」+サンフレパーク、〇〇サンフレパーク など）

④ 優先利用等の不保持（免責事項）

ネーミングライツは、対象施設の愛称を命名する権利であり、施設の利用予約や優先利用を保証するものではない。

5. 応募要件

応募者は、安芸高田市ネーミングライツ事業実施要綱第 4 条に定める応募資格を満たす法人であって、加えて以下の要件を満たすこととします。

① 安芸高田市サッカー公園の特性やイメージに合致した愛称を提案できること。

② 地域社会の活性化に貢献する意欲があること。

③ 安定した経営基盤を有し、契約期間を通じて命名権料の支払いが確実であること。

④ 4 の(2)③の経緯を尊重し、指定管理者及び本市と良好な協力関係を築けること。

6. 命名権料

- (1) 命名権料は、安芸高田市サッカー公園の維持管理および運営に活用します。
- (2) 命名権料の残額が発生した場合には、市が保有するその他の公共施設への維持管理および運営に活用します。

7. 募集スケジュール

ネーミングライツパートナー募集は次の通りに進めます。

① 募集期間：2026年9月1日（火）から11月30日（月）まで

② 募集スケジュール（予定）

A 募集

募集期間：9月1日（火）から11月30日（月）17：00まで

質問事項の受付：9月1日（火）から10月30日（金）17：00まで

B 応募申請書の提出：9月1日（火）から11月30日（月）17：00まで

C 審査：12月1日（火）から12月25日（金）の間

D 審査結果の通知：2027年1月中旬頃

8. 申込み手続き等

A 募集

(1) 質問事項の受付

本募集要項に関する質問を次のとおり受け付け、回答します。

① 受付期間

2026年9月1日（火）から10月30日（金）17：00まで

② 受付方法

質問書（様式4）により、電子メールにより提出することとし、電話及び直接来庁による質問には応じない。

③ 提出先

安芸高田市企画部政策企画課

メールアドレス：seisakukikaku@city.akitakata.jp

④ 回答方法

2026年11月13日（金）までに、市ホームページに随時掲載します。

(2) 申込みに当たっての留意事項等

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を審査の対象から外し又は事業者の選定若しくは決定を取り消す場合があります。

ア 審査委員会の委員又は審査に従事する市職員若しくはその関係者に対し、本募集について不正に接触する行為その他の公正な手続を妨げる行為の事実が判明した場合

イ 応募申請書等に虚偽の記載があった場合

ウ その他選定の手続において不正な行為があったと安芸高田市が認めた場合

エ 応募資格要件を満たしていないことが判明した場合

オ 応募者による業務遂行が困難であると判断される事実が判明した場合

カ 著しく社会的信用を損なう行為等により、応募者が事業者として業務を行うことについて、ふさわしくないと安芸高田市が認めた場合

キ 本募集要項以外での要望、相談を行い安芸高田市の業務を著しく阻害していると安芸高田市が認めた場合

(3) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。また、やむを得ない理由により、この応募が中止された場合においても、応募に際し要した費用を安芸高田市に請求することはできません。

(4) 郵便・電子メール等の通信事故については、安芸高田市はいかなる責任も負いません。

B 応募申請書の提出

(1) 提出方法・提出時間

安芸高田市企画部政策企画課へ関係書類を添えて電子メール、郵送もしくは直接持参にて提出してください。なお、郵送の場合も期限内に提出してください。

【受付時間：開庁日の 9：00 から 17：00 まで（郵送の場合も提出期限内に必着）】

(2) 提出先

安芸高田市企画部政策企画課

〒731-0592 広島県安芸高田市吉田町吉田 791

メールアドレス：seisakukikaku@city.akitakata.jp

(3) 提出書類

- ① 応募申請書（様式 1）
 - ② 応募資格に係る誓約書（様式 2）
 - ③ 地域社会貢献活動の提案及び実施状況（様式 3）
 - ④ 応募者の概要を記載した書類（任意様式・パンフレットでも可）
 - ⑤ 登記事項証明書
 - ⑥ 直近 1 事業年度分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書
 - ⑦ 直近の市税等の納税証明書（市内に拠点がない場合は、本社所在地の市区町村が発行する証明書）
- 補足：⑤～⑦はコピーでもかまいません。ただし、後日、原本を確認させていただくことがあります。

C 審査

安芸高田市ネーミングライツ審査委員会において、提出された書類に基づき審査し、優先候補者を決定します。

（審査の評価）

審査委員会の各委員は、提出された書類等の内容について、下記「評価基準」により得点化し、各委員の合計得点の最高得点となる応募者を優先候補者として選定します。

【評価基準】

審査項目	審査内容	配点
命名権料	・命名権料の妥当性	30 点
愛 称	・「サンフレパーク」を活かした表現の妥当性、 親しみやすさ、呼びやすさ、施設の設置目的や イメージとの整合性	30 点
経営状況等	・決算報告書等による経営状況の健全性 ・契約期間中の支払いの安定性	10 点
地域貢献等	・同クラブ、指定管理者、および本市との連携に よる今後の具体的な地域貢献策、スポーツ振興 策の提案内容 ・これまでの地域貢献、スポーツ振興の活動実績	30 点
合 計		100 点

(1)最高得点となる応募者が2者以上ある場合、審査委員の投票により優先候補者を選定します。

(2)応募者が1者の場合であっても審査は実施します。ただし、評価が一定水準に達しない場合は選定しません。

(3)評価点が70点未満の場合は、失格とします。

D 審査結果の通知

審査後、結果を通知します。また、契約締結後に安芸高田市ホームページ等で公表します。

E その他

(1) 応募申請書提出後の修正及び加除は一切認められませんので、本実施要項及び質疑に対する回答などを十分確認の上、提出してください。

(2) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、判明した時点で失格となります。

(3) 提出された書類は、返却しません。

(4) 提出された書類はこの審査に係る目的以外には使用しません。ただし、情報公開請求があった場合には、安芸高田市情報公開条例に基づき、応募者の承諾を得ずに第三者に開示する場合があります。

9. 契約条件(主なもの)

(1) 原則、優先候補者と協議し、速やかに契約を締結します。

(2) 命名権料の初年度の支払いは、契約締結後 概ね1カ月以内に一括で納付してください。以降は毎年4月30日までに該当年度分を一括で納入していただきます。

(3) 契約期間中は、安芸高田市サッカー公園の愛称として使用します。

(4) ネーミングライツパートナーが安芸高田市ネーミングライツ事業実施要綱第15条に該当する行為を行った場合、安芸高田市は契約を解除できるものとします。

(5) 施設の修繕や大規模改修に伴い一時的に閉鎖する場合でも、命名権料の返還はしないものとします。

10. その他

(1)愛称の周知

決定した愛称については、速やかに市民や利用団体等に周知、PR を図るものとしませんが、印刷物の作成等の関係で、契約期間当初から愛称が完全に反映されない場合があります。また、愛称が定着するまで、正式名称を併記する場合があります。

なお、周知にあたっては、愛称についての知的財産権をネーミングライツパートナーが取得した場合においても、市はこれを無償で使用するものとします。

(2)愛称の変更禁止

利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更は、原則として認められません。

(3)費用負担の考え方

ネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表のとおりです。なお、詳細については、双方協議の上、契約書等に定めるものとします。

区分	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示変更等に要する費用		○
契約期間終了後又は契約の解除による看板表示等の現状回復に要する費用		○
パンフレット、封筒等の印刷物や HP 等の表示変更にかかる費用	○	